

令和2年3月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和2年3月30日（月）午前10時00分～午後12時00分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員、藤本委員、尾上委員

4. 会議録署名委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員

5. 事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、井上生涯学習部理事、藤林教育総務課長、生田教育指導課長、大谷教育指導課参事、山崎文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、森地域教育推進課長、有村図書館長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

6. 会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和2年3月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

前回会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特に意見がありませんでしたので、前回会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

今回の会議録の署名は、私のほかに澤田教育長職務代理者と嘉名委員にお願いします。

澤田教育長職務代理者、嘉名委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

2月20日から3月29日までの間の活動、主なものを申し上げます。まず2月20日木曜日は、学校運営協議会連絡会議がございました。協議会委員の報酬の減額と会議開催の回数について説明をいたしました。

21日金曜日は、暁光高校の卒業式に参加いたしました。ここ数年、私は毎年参加しておりますが、卒業生の姿を見ると学校が教育活動に熱心で生徒は学校に愛着を持っているという感じが感じ取れる卒業式でした。

また、三日市幼稚園の園長の面談を実施しました。

27日木曜日は、総合教育会議に出席しました。

28日金曜日から市議会本会議が始まっております。

3月2日月曜日は、高野山大学と連携協定の調印を行いました。本大学は本市内において教育学部の新設を目指しているところであり、また生涯学習分野においても先んじてご協力いただいていることから、協定に至ったものでございます。

3日火曜日は、市部長会に出席しました。

4日水曜日は、市の校長会に出席しました。

9日月曜日は、学校を休校としており、学校での教職員による児童の預かりを実施していたので、その様子を見に行ってきました。大きな混乱は

なく、学校も授業ではないプログラムを考えて工夫しながら預かりをしておりました。

10日火曜日は、市議会本会議と市の教頭会に出席しました。

11日水曜日は、市議会本会議に出席しました。

13日金曜日は、市立の中学校の卒業式が、18日水曜日は、小学校の卒業式がございました。来賓の方には出席をご遠慮いただいたり、送辞を省略したりし、また保護者も2名までの出席としたりなど工夫や制限を行いました。ただし、式としては、自分たちで学校生活の振り返りをしたり、思いを歌にのせて合唱するというようなことなど、子どもたちの大事な部分については行えているのではと感じておりました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

つづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

藤本委員

私は長野中学校と千代田小学校の卒業式に出席しました。

教育長が言われたように、中学校については、休校の影響もありほとんど練習もできなかつたようですが、コーラスは揃っていて素晴らしかった。生徒たちの最後の日だという思いがうかがえました。

小学校は、工夫もあり早めに終了させておりました。淡々とはしていましたが無事に終了していました。以上です。

澤田教育長職務代理者

私は南花台中学校と小山田小学校の卒業式に出席しました。

子どもたちはいつもどおりの様子で来てくれました。

やはり、練習ができなかつたので、事前にその場で練習していました。中学校では入学してからのビデオを流したりして工夫していました。小学校も中学校もこのような状況の中で、良い卒業式をしてくれました。

嘉名委員

私は美加の台中学校と川上小学校に出席しました。

やはり、いろいろイベントを縮小している中で、中学校では教職員がハ

ンドベルで入場行進の音楽を演奏したりなど、一生懸命しておられたという印象があります。小学校は練習時間がなかったそうですが、児童たちは当日早めに来て、先生方に少しお礼の歌を歌う準備をしていました。

非常に大変な状況でしたけど、皆さん工夫して頑張って式を挙行していました。以上です。

尾上委員

私は、西中学校と天見小学校に出席しました。

両校とも練習する時間がなかったと言いながらも、式は滞りなく進んでいまして、西中の場合は在校生が参列できませんでしたが、ビデオで在校生のメッセージと歌を流していたので、在校生が参列できなくてもいつもの雰囲気を保っているのではないかと感じました。

天見小学校は少人数、今年は9人でしたが、卒業生一人一人が卒業証書授与の時に、舞台上でこれからの自分の抱負や希望を語ってくれたり、練習はできなかったそうですが卒業生が合唱をしたり、それに対して、教職員もお返しの合唱をしたり、時世少し暗い状況ですけれども、感動する良い式となっていました。

松本教育長

来賓は控えてもらうことや、時間の短縮、密集を避けて席を離すなどの配慮をするようにとの指示を出しており、それを受けて、それぞれの学校では工夫しながらも今までの挙行方法を継承して、卒業式をしたわけです。ある程度共通部分については申し合わせをして、卒業式の計画を立ててもらっています。入学式も一緒です。

ありがとうございました。

(4) 議事（要旨）

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第11号「時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長

野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第2号に規定する部署の指定について」の説明をお願いします。

藤林教育総務課長

議案第11号「時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第2号に規定する部署の指定について」ご説明いたします。

河内長野市職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例および河内長野市職員勤務時間、休日休暇等に関する条例施行規則の規定によりまして、教育委員会事務局の職員のうちで、本庁で従事する職員に対して、公務のために時間外勤務命令を行う場合は、上限の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずることとなっております。その中で、他律的業務の比重が高い部署においては公務のために職員に対して、原則の上限をこえて時間外勤務命令を行う場合に任命権者の指定が必要となることから、今回この指定を行うものでございます。

他律的業務の比重が高い部署としましては、教育総務課、教育指導課になります。内容といたしましては、教育総務課では人事業務、設計監理業務、教育指導課では学校指導運営業務ということが他律的比重が高い内容となっております。指定期間については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。上限の時間については原則月45時間以下ならびに年間360時間以下であります。他律的業務の比重が高い部署につきましては、任命権者の指定によりまして、月100時間未満、年間720時間以下、2～6ヶ月の月平均が80時間以下、月45時間を超える場合は、年6ヶ月までというような上限となっているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。ちなみに、この時間数の根拠は労働基準法と同じという認識でよいです。

ようか。

藤林教育総務課長

労働基準法と同じです。

松本教育長

他にご異議等ございませんでしょうか。

ご異議等がないようですので、議案第11号「時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第2号に規定する部署の指定について」を承認といたします。

引き続き、議案第12号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第12号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が導入されるにあたり、当該規則と法令および大阪府例規の参照条文との整合をはかる必要があるため、所要の改正を行うものです。また改正された公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項にもとづく公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康および福祉の確保をはかるために講ずべき措置に関する指針が、令和2年4月1日より適用されるにあたり、教育職員の勤務時間の上限を定める必要があるため、所要の改正を行うものです。

第1条につきましては、河内長野市公立学校の府費負担教職員のうち、非常勤講師等は、令和2年4月1日から一般職非常勤職員となり、学校勤務の一般職非常勤職員の勤務時間、休日休暇等については、大阪府公立小中学校一般職非常勤職員就業規則の適用を受けることとなるため、本規則

の対象から除外するものでございます。また、第3条の2については、河内長野市立学校の府費負担職員のうち、教育職員について、業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間、時間外の勤務の時間ですが、指針に基づき定め、児童生徒にかかる通常予見することのできない業務量の大幅な増加等にともない、一時的または突発的に所定の時間外勤務時間外に業務をおこなわざるをえない場合の特例を合わせて定めるものでございます。

第1条ですけれども、これは非常勤講師の府費負担非常勤講師については、現在の河内長野市の休暇等に関する規則の中に含まれているものを、4月1日以降除外するものでございます。

第3条の2ですが、議案第11号と同じ内容になりますが、時間外勤務の上限を設ける規定を追加するものです。原則は1ヵ月に45時間以内、1年については360時間以内ということになりますが、やむを得ない場合につきましては、1ヵ月について100時間未満、1年については上限720時間ということで定めます。複数の月の平均が80時間を超えないようにすること。45時間を超えて業務する月数が6ヶ月以内とすることも定めてございます。本市につきましては、国の指針に従って、業務改善に必要な措置を講じていくという内容も規則に追加しております。

説明は以上でございます。ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。大阪府の例規との整合性はどうなっていますか。

生田教育指導課長

同じ内容になります。

澤田教育長職務代理者

実態としては、学校が業務量の管理をしていくことになりますか。

生田教育指導課長

一昨年度からタイムカードを学校に導入して、客観的なデータで把握できるようにしております。そのデータを一覧で学校長が見ることができるようになっており、学校長が把握管理します。教育委員会も同様に、服務監督者としてそのデータを全校全職員確認できます。

松本教育長

他にご異議等ございませんでしょうか。

ご異議等がないようですので、議案第12号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を承認といたします。

引き続き、議案第13号「令和2年度河内長野市教育推進プランについて」の説明をお願いします。

藤林教育総務課長

それでは議案第13号「令和2年度河内長野市教育推進プランについて」ご説明いたします。

平成28年4月に策定した、河内長野市教育大綱に定める教育の理念や目指す姿の実現に向け、さらなる教育の振興をはかるため、令和2年度河内長野市教育推進プランとして、今回策定するものでございます。今回お諮りします河内長野市教育推進プランにつきましては、以前は計画期間が平成28年度から平成31年度までの4年間になっておりましたが、教育大綱の期間の延長に併せて、平成28年度から令和2年度に変更になっております。

細かい内容につきましては、2月にご説明したものを精査したものとなっております。そこから修正等変更があった箇所についてご説明いたしますと、別冊1の33ページの令和2年度の主な取り組みのところの2のところ、地域学校協働活動推進事業の実施というところを全文修正しております。

あと重点目標が多くもっと絞った方がよいのではないかというご意見等もいただいておりますが、本プランにつきましては、令和3年度から

5年間の計画という新たな策定になりますため、そのタイミングに併せて検討していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、本議案につきましては、議決いただきました後は、市のホームページへの掲載、教育総務課の窓口への設置、4月の校長会への説明という流れで進めていく予定でございます。説明については以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

ご異議等がないようですので、議案第13号「令和2年度河内長野市教育推進プランについて」を承認といたします。

引き続き、議案第14号「令和2年度河内長野市立学校園に対する指導・助言事項について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

それでは議案第14号「令和2年度河内長野市立学校園に対する指導・助言事項について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和2年度における教育委員会において実施する施策の中から、重点的に取り組む事案を河内長野市教育推進プランで策定し、その中で、教育立市実現に向け、さらなる教育の振興を図り、学校教育を充実させるため、特に学校園への指導等に関する事項を、河内長野市立学校園に対する指導・助言事項として策定するものでございます。

大阪府教育委員会も指導助言事項を策定しますので、本市の施策、それと大阪府教育委員会の指導助言事項の整合性をふまえて、昨年度の内容に変更を加えております。本日はポイントを絞って、次年度の特にポイントになる部分、それから予算上変更が大きい部分について、ご説明いたします。

2ページの確かな学力の定着の部分について、次年度から指導要領の改訂により、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と学校の実状に応じたカリキュラムマネジメントをすすめていくということを指導してまいりたいと考えております。また、本市の課題である言語能力の育

成に向けて、国語科を中心として全ての教科で取り組みをすすめてまいります。そのためにこれまでの学校図書館司書というものを国語力向上司書職員という役割に変えまして、職務の範囲を広げ、国語の授業に関わらせ、言語能力の育成、国語力の向上に取り組みをすすめてまいりたいと考えております。

9 ページは、英語教育、ICT環境等を活用した特色のある活動の充実という部分。学習指導要領の改訂により、小学校高学年で英語の教科化が始まります。それに伴い、読むこと書くことの指導をすること、評価をすることにもなります。教科化にも対応できるよう、指導してまいりたいと考えております。また、小学校のGTECを活用した調査研究、それから中学校3年生への英検の公費補助という部分については、特に大幅に今年度予算を増額しておるところでございます。それからICTの分野ですけれども、GIGAスクール構想の実現に向けて、PC端末を授業でどのように活用していくかということ、実践しながら研究をすすめてまいりたいと考えております。また学習指導要領の改訂にともない、小学校におけるプログラミング教育が本格実施されます。本市では昨年度から取り組みはすすめておりますが、メディアセンターの出前授業等も活用しながら、実践に力を入れていくことを考えております。

それから17ページの教職員の服務規律の順守というところですが、今年度神戸で教員間のいじめということが大きなニュースとなりました。児童生徒へのハラスメントはもちろんですけれども、教職員間のハラスメントについても、個人の人格や尊厳も侵害し、職場環境を悪化させる許されない行為であるということを強く教職員に指導し、服務規律の順守ということの徹底をはかってまいりたいと考えております。

18 ページでは、先ほどの規則改正と関係しますが、在校時間の縮減の取り組みもすすめていかなければなりません。そのため校務支援システムを導入しまして、教員の事務負担を軽減して、教員の働き方改革をさらに進めていくことを考えております。その上で、ひとりひとりの教職員の在校時間を客観的に把握し、その業務内容や業務の進め方についても指導し、在校時間の縮減をはかってまいりたいと考えております。

それから前後しますが、11 ページでは、小中一貫性のある指導体制の

充実というところがございます。これまでの小中一貫教育をひきつづき推進するとともに、河内長野市学校のあり方の方針をふまえ、南花台中学校区、美加の台中学校区における施設一体型小中一貫教育推進校について、研究をすすめていくということを考えております。

12ページの家庭地域の協働による学校づくりの推進の部分でございますが、次年度予算で学校運営協議会の委員の委員報酬を大幅に見直ししております。会議1回あたりの日額報酬から年額にするという大きな変更をしております。また今後国の必置化の方向をみすえまして、令和4年度からの本格実施をめざして、中学校における学校運営協議会の委員会の開催をすすめてまいりたいと思います。

15ページの学校の安全危機管理能力の定着というところですが、現在感染者の拡大が止まらないコロナウイルスの対応についてですけれども、クラスター発生のリスクを下げるための3原則というものを徹底しながら、子どもたちの安全を守り、安心して学校に登校できるよう、対策を適切に講じてまいりたいとそのように考えておるところでございます。

説明については以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

嘉名委員

コロナウイルスのことが出たので質問ですが、学校でのマスクの対応など今どのような状況か教えてください

生田教育指導課長

このたびマスクの寄附をいただけるというお話がありまして、それが幼稚園から小中学生すべてに行きわたるよう、ありがたく頂戴して対応したいと思っております。マスクについてはそのような対応になります。

宮阪教育推進部長

それ以外にも、本来非接触式の体温計があればよかったですのですが、在庫切れのため、通常の接触式の体温計で少し検温時間が短いものを約80本確保できましたので、各市立学校園に配布いたしました。

あと消毒薬も市の備蓄分を、各学校園に配布するということを考えております。以上です。

松本教育長

それでは、指導・助言事項について他にご異議等ありましたらお願いいたします。

ご異議等がないようですので議案第14号「令和2年度河内長野市立学校園に対する指導・助言事項について」を承認といたします。

引き続き、議案第15号「河内長野市国際化・多文化共生ビジョンの策定について」の説明をお願いします。

山崎文化・スポーツ振興課長

それでは議案第15号「河内長野市国際化・多文化共生ビジョンの策定について」ご説明いたします。

本件につきましては、河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会設置条例第2条の規定に基づき、河内長野市における国際化および多文化共生のまちづくりを総合的に推進していくための方向性などについて、令和元年7月30日付けで、河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会に諮問し、令和元年12月24日に示された答申を受け、策定した計画案につき、令和2年1月23日から令和2年2月23日まで実施した、パブリックコメントで寄せられた意見を受けた上で、方針を策定したものでございます。

パブリックコメントでは、2件ご意見をいただいております。ご意見いただきました内容の概要でございますが、コーディネーターとして公民館職員の活用を明示する、あるいはコーディネーター機能の明示、またこれら施策の評価方法を明示、またコーディネーター育成研修の実施、あるいは外国人がわかりやすいようにホームページを改善していく、またWi-Fi化によるインターネット環境を整えていく、こういったご意見をいた

だいております。いずれにつきましても、回答については、ご提案に対し今後取り組みの参考とさせていただきます、という主旨の回答をいたしました。

内容につきましては、12月に答申のご報告をした時に詳細のご説明をしておりますが、大きく内容を変更しているところはございません。しかし細かな文言の修正を行っておりますので、その点について簡単に説明いたします。ビジョンの推進にむけての概要版の書きぶりを少し変更しております。行政関係、事業者、そして各種団体、教育機関、市民とそれぞれの役割を記載した内容に変えております。基本方針の重点テーマ、そして取り組みの概要を記載しているところにつきましても、同様に変更しております。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

嘉名委員

内容には異論はありませんが、外国籍を有する市民は増えてきています。その時に受け入れていく時の現員の体制が少し足りなく、その方々への各種サービスの対応が難しくなっていないのかと危惧しています。これは大丈夫でしょうか。

山崎文化・スポーツ振興課長

今の段階では、KIFAでいわゆる草の根のレベルの対応をしてもらっています。外国籍を有する市民は、実は大阪府の中でも河内長野市が一番割合が少ないのが現状で、検討委員会の中でも今後も微増であるだろうという見通しが出ています。そのため、急激に増えるということは現時点では予想しておりませんが、今の状況でも対応していけるであろうという見通しではありますが、今後関係課との連携会議を定期的にすすめていくなから、対応の体制を整えていくということ、来年度以降進めていくこと

は考えております。

別冊3の28ページに記載しておりますのが、今後の推進体制の具体的なイメージでございます。中心的役割が文化・スポーツ振興課になりまして、国際交流センター（K I F A）との連携のもと、関係課、あるいは民間の団体なども含めた中で、連携しながら進めて行くというものでございます。そして、市と国際交流協会の関係といたしましても、当然国際交流センターであるK I F Aへの負担が今後増大していくことも予想されますので、国際交流協会でもらうべきこと、あるいは文化・スポーツ振興課含めて、市長部局とも十分連携しながらこれまでの多文化共生、あるいは国際交流の施策を市と連携していきながら、役割分担をしっかりと、すすめていくというイメージでございます。

松本教育長

外国籍を有する市民の増加の様子を見ながら、体制を整えていくものでございます。

それでは、他にご異議等ありましたらお願いいたします。

ご異議等がないようですので議案第15号「河内長野市国際化・多文化共生ビジョンの策定について」を承認いたします。

引き続き、議案第16号「河内長野市立文化会館の令和2年度における休館日の指定について」の説明をお願いします。

山崎文化・スポーツ振興課長

それでは議案第16号「河内長野市立文化会館の令和2年度における休館日の指定について」ご説明いたします。

本件につきましては、公益財団法人河内長野市文化振興財団より提出されました、河内長野市立文化会館の令和2年度休館日に関する承認依頼について、に基づき河内長野市立文化会館の令和2年度における休館日について教育委員会の承認を求めるものでございます。

河内長野市立文化会館の休館日につきましては、毎月第3火曜日と年末12月29日から年始1月3日までとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い

い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

ご異議等がないようですので、議案第16号「河内長野市立文化会館の令和2年度における休館日の指定について」を承認いたします。

それでは次に報告案件にうつります。

(5) 報告案件（要旨）

- ・ 報告第3号「河内長野市就学援助規則の一部改正について」

平成31年3月に人権推進課が作成した「性的マイノリティに配慮した窓口対応等の手引き」の趣旨に基づき、本規則の様式内の性別欄を廃止するもの。また併せて、文言等の整理を行うもの。

施行予定日は令和2年4月1日。

- ・ 報告第4号「河内長野市中学校夜間学級就学援助規則の一部改正について」

平成31年3月に人権推進課が作成した「性的マイノリティに配慮した窓口対応等の手引き」の趣旨に基づき、本規則の様式内の性別欄を廃止するもの。また併せて、様式内の文言等の整理を行うもの。

施行予定日は令和2年4月1日。

- ・ 報告第5号「遠距離児童生徒通学費補助金交付要綱の一部改正について」

交付申請にあたり、申請者の負担軽減と事務処理の迅速化を目的として、交付申請書の改正を行うもの。また、交付対象者に対する補助金額の適正化を目的として、交付の対象月数が6箇月に満たない場合の補助金の額を改正するもの。

施行予定日は令和2年4月1日。

- ・ 報告第6号「市立小中学校指導要録の改定について」

文部科学省初等中等教育局長通知の「小学校、中学校、高等学校及び特

別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」及び大阪府教育委員会教育長通知の「小学校、中学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に基づき、新学習指導要領の趣旨を踏まえた学習指導・学習評価に対応するもの。

適用期間は、小学校が令和2年4月1日から適用、中学校が令和3年4月1日から適用。

- ・報告第7号「新型コロナウイルス関連肺炎に係る市立小中学校及び市立幼稚園の臨時休業について」

令和2年2月28日付けで河内長野市新型コロナウイルス関連肺炎対策本部長が示した対応方針の決定を受けて、緊急に、市立学校園の臨時休業を決定する必要性が生じたためやむをえなく教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、令和2年2月28日付けにて決定したので、これを報告し、承認を得たもの。

(6) その他報告（要旨）

各部長・理事

令和2年3月河内長野市議会定例会にかかる質問通告と答弁の要旨について

（別添資料により説明）

中田理事

GTEC・英検の実施結果報告

英語村構想事業について

（別添資料により説明）

伊藤文化財保護課長

ふるさと歴史学習館企画展「飛鳥・奈良時代の暮らし玄理ゆかりの高向」

ふるさと歴史学習館 ゴールデンウィーク歴史体験

①甲冑や古代服コスプレ・土器や石器が釣れる歴史釣堀

②瓶詰古代ジオラマづくり

森地域教育推進課長

「成人のつどい」市民アンケート結果について

(別添資料により説明)

有村図書館長

図書館資料展示

閉 会

松本教育長

以上で3月定例教育委員会を閉会します。

令和2年4月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和2年4月28日（火） 午後2時30分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

- 2月20日（木） 学校運営協議会連絡会議
- 2月21日（金） 暁光高校卒業式
園長面談
- 2月27日（木） 総合教育会議
- 2月28日（金） 長野高校卒業証書授与式
市議会本会議
- 3月2日（月） 高野山大学連携協定調印
- 3月3日（火） 市部長会
- 3月4日（水） 市校長会
- 3月9日（月） 小学校視察
- 3月10日（火） 市議会本会議
市教頭会
- 3月11日（水） 市議会本会議
- 3月13日（金） 市立中学校卒業式
福祉教育常任委員会
- 3月18日（水） 市立小学校卒業式
予算常任委員会
- 3月23日（月） 予算常任委員会
- 3月24日（火） 予算常任委員会
- 3月26日（木） 市議会本会議